年金だより

保険料免除等を受けた期間の追納をお勧めします

国民年金保険料の免除・一部納付・若年者納付猶予制度・学生納付特例制度の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の金額を計算するときには、左図のとおり減額または反映されません。

10年以内であれば追納できますので、将来受け取る金額を満額に近づけるためにも、余裕ができたときに追納することをお勧めします。なお、3年度目から当時の保険料に加算額がつきますのでご注意ください。

※一部納付は、一部の保険料を納めないと未納の取り扱いになります。

▼保険料の免除・一部納付等の承認を受けた場合の老齢基礎年金の年金額

	保険料納付	4分の3納付	2分の1納付	4分の1納付	全額免除	若年者納付猶予	未納
年金額	全額	6分の5	6分の4	6分の3	6分の2	年金額には反映されません	年金額には反映されません 受給資格にも算入されません

（保険料納付～若年者納付猶予：年金受給資格期間に算入されます）

休日・時間外の年金相談のお知らせ

◆年金相談の受付時間延長

10月10日(火)は、県内4つの社会保険事務所において、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また高知東社会保険事務所のみ、10月16日(月)・23日(月)にも19時まで延長しています。

◆第二土曜日は年金相談

10月14日(土)は、県内4つの社会保険事務所において、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

【問い合わせ先】
保険課医療年金係
☎53-3115
南国社会保険事務所
☎088-864-1111

12月の検診日程について　健康づくり推進課

申込受付期間	検診日	対象地区	検診会場	基本 30～64歳	介護予防 65歳～	大腸 40歳～	胃 40歳～	子宮 20歳～
10月31日(火)まで	12月1日(金)	香北町(北岸)	保健福祉センター香北	／	／	／	／	午前 午後

翌々月の検診分を広報に掲載しています。
年間の検診日程や料金等は、3月に各世帯にお配りした「検診カレンダー」をご覧ください。

●検診のお申し込みは、お電話で！
受診を希望される方は、健康づくり推進課（☎59－3151）までお申し込みください。

11月の検診の変更について

11月15日（水）の検診は、下記のとおり変更して行います。また、申込受付期間を延長し、10月20日までとします。今年度まだ健診を受けていない方は、この機会にぜひ受診してください。

対象地区	検診会場	基本 30～64歳	介護予防 65歳～	大腸 40歳～
香北町全域	保健福祉センター香北	午前	／	午前
⇩（変更）				
香北町・物部町全域	保健福祉センター香北	午前	午前	午前